

行政報告

「町立診療所の医師確保について」など、
5件を報告します。



町立診療所

町立診療所の 医師確保について

町立診療所所長の倉橋医師との契約が本年3月末をもって終了することから、新たに常駐できる医師について、多方面に協力を要請し、この度、北海道地域医療振興財団の協力を得て実現することができ、1月15日付で辞令交付を行いました。

新任の医師は、釧路市立阿寒国保病院に勤務されていた上林仁医師で、辞令交付日の1月15日から診療に当たり、3月末までは新体制への移行引

継ぎのため、倉橋現所長と交代で午前午後の外来診療及び当直医療に就いています。

上林医師とは当面2年間の委託期間ですが、地域医療に対する熱い思いから引き続き町立診療所における医療に携わっていただけるよう、大きな期待を寄せているところです。

倉橋医師には、あと2ヶ月を残すところですが、長きにわたり町民の生命にかかると地域医療に日夜、献身的に携わっていただき、町として深く感謝しています。今後もし指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

帯広―浦幌間の路線バスの 廃止及び代替策について

帯広―浦幌間の路線バスについて、廃止に向け協議を進める方向になったことは、昨年12月の第4回町議会定例会で報告しています。

本町としては、JRがあるとはいえ、少なくとも利用者がいる現状の中で、何とかバス路線を維持したい思いですが、本町の財政状況からして単独で代替バスを確保することは困難であると判断し、現在、十勝バス、くしろバスの両社により共同運行している釧路―帯広間の「都市間バス」の利用について両社に要請しています。

現行の釧路―帯広間の「都市間バス」は、釧路、帯広ともに、通年1日4便運行されています。現在は、帯広―浦幌間が十勝バス単独による路線バスと都市間バスの競合路線となっており、浦幌、帯広間の乗車及び下車はできない状況ですが、路線バスが廃止となった場合、本町から幕別町までの間は競合する路線バスがなくなるため、町内で都市間バスの乗降ができるよう要請したところです。

両社と協議を進めている内容は、浦幌市街地の運行経路を国道38号から道々本別浦幌線を運行する経路へ変更し、現在、「うらほろ亭」前の1箇

所である停留所を市街地内では宝町、桜町、光南の3箇所、吉野に1箇所、合計4箇所とするよう調整しています。現行の路線バスよりも停留所が減ることになりますが、都市間バスの本来の目的から所要時間の延長を最小限としなければならず、4箇所が限界であると判断しました。

このほか、帯広市内の停留所についても、帯広協会病院及び帯広厚生病院を加える運行経路の変更も検討いただいております。豊頃町内にも4箇所の停留所を設けるよう調整されているようです。

また、都市間バスでは事前予約制の原則は変更できないということで、予約する手間がかかることになりませんが、空席があれば出来るだけ乗車できるように配慮をお願いしています。

運賃は、現行路線バスの浦幌から帯広駅前までは1千220円なので、概ね同程度となるよう調整いただいているところですが、都市間バスの経営状況もかなり厳しい状況にあるため、バス会社からは、経路変更に伴い生じる費用負担についての財政支援を要請されています。

町民の生活交通の確保が図られ、現行の路線バスよりも便数が増え、さらに帯広市までの時間短縮が図られるというところで、本町も厳しい財政状況にはありますが、相応分の財政支援を

していきたくないと考えています。
バス会社間での協議が整い次第、十勝支庁生活交通確保対策協議会で、路線バスの廃止について協議することになります。廃止の時期は本年3月末で調整しています。

この場合、昨年10月からの帯広―浦幌線に係る経費については、補助対象期間内の途中廃止ということで北海道の補助対象とはならず、経常収支赤字額の全額が沿線4市町での補助負担となります。本年9月まで継続運行した場合よりも負担額が少なくなるため、出来るだけ早急に廃止時期の結論を出すべきと判断しています。

上浦幌郵便局集配業務等 変更計画の経過について

上浦幌郵便局の集配エリアの再考について要請したことは、昨年6月の第2回町議会定例会及び8月の第3回町議会臨時会で報告しています。
その後、12月29日に日本郵政公社北海道支社郵便事業部長が訪れ、公社内の内部協議の結果、当初の計画通り進めたい旨の説明がありました。
これまで同様、再度、再考について要請しましたが、公社側の回答から、再考は困難であると判断しました。
なお、上浦幌郵便局長の町内居住と

集配業務等に携わっている町内居住の職員については、引き続き雇用していただくよう要請をしています。

インターネット公売の 実施について

インターネット公売は、各行政機関が税金等の滞納者から差し押さえた財産を、国税徴収法などにのっとりて換価する手続の一部で、インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納者の未納税金などの支払いに充てることが可能です。

インターネットを利用して、広く公売情報を周知することができ、また、利用者にとっても様々な自治体の公売情報が把握できることになり、多数の入札者を確保することができます。
利点としては、インターネットオークションのシステムを利用するため、日本全国からの入札が24時間可能で、入札者同士のせり売りも可能なため、より高い金額での落札が期待できます。一般にオークションでの公売落札価格は、市場価格以上となることが多いため、税収増加の効果が期待できます。
以上のことから、本町では、滞納者の動産を差し押さえ、町税の徴収を強化するために、このたび、ヤフーオー

クションによるインターネット公売を実施することとしました。

利用料として、買受代金の3%をヤフーオークションに支払いますが、この公売利用料は、滞納処分費として滞納者負担とし、買受代金から優先して充てることとしています。

このたびのインターネット公売の日程は、2月8日午後1時から2月28日午後5時まで、公売参加申し込みをインターネットの利用により受け付けます。なお、浦幌町のホームページ上からも接続することができますように設定します。その後、公売参加申込者による入札を3月7日午後1時から3月9日午後1時まで受け付け、最高価格による入札者を落札者として決定し、買受代金の納付を確認してから公売に付した動産を着払いにより発送して、インターネット公売が完了することになります。

今回のインターネット公売に付す差押財産は、ランタン1個、ハロゲンヒーター1台、ビール券3枚、スピーカーセット1式、テレフォンカード12枚、電気ヒーター1台、腹筋マシーン1台、カフス・タイピンセット1個、CD付きコンポセット1台の合計9点です。

なお、町民の皆様には、去る1月25日に行政区長を通じ、行政区回覧をお願いして周知に努めています。

本町としては、今後においても税負担の公平を期すため、滞納に係る処分を積極的に進めていきたいと思いません。

低気圧による被害について

1月6日から7日にかけて、急速に発達した低気圧の影響により大荒れの天気となり、道東地方を中心に大きな被害をもたらしました。

本町においては特別大きな被害は確認されていませんが、十勝太地区で暴風により電柱の一部が倒壊するほか、80戸ほどで一時停電がありました。また、同地区にある町模範牧場では、強風により畜舎シャッター、事務所及び畜舎の屋根、電気施設の破損など施設の一部に被害を受け、その被害額は総額でおおよそ114万円となる見込みです。

今回の被害は施設だけで、預託家畜には被害はありませんでしたが、預託家畜の管理上、速やかな修理をしていきたいと考えており、当該修理経費について、本臨時会に補正予算を提案しています。